

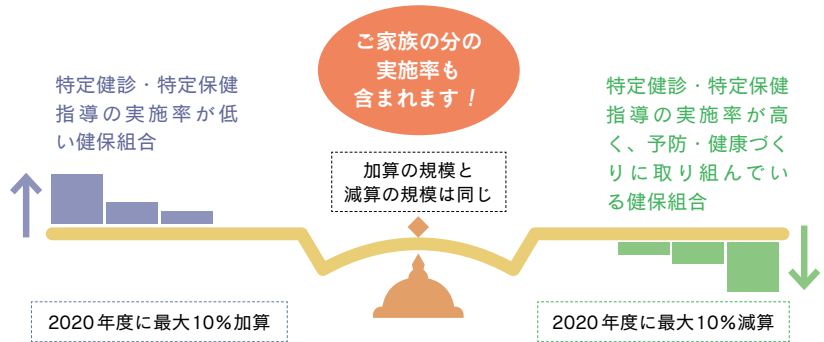
特定健診・特定保健指導を受けましょう

受けることにより、みなさまからお預かりしている保険料が守られます

2018年度から健保組合に対する“インセンティブ”（減算）と“ペナルティー”（加算）が強化されています。特定健診や特定保健指導を、多くの対象者に受けていただくことによって、健保組合が負担している後期高齢者支援金を減らす狙いがあります。

健保組合が負担する後期高齢者支援金の減算・加算のしくみ

2018年度から、特定健診・特定保健指導の実施率が低い健保組合には後期高齢者支援金の加算が課される一方、実施率が高く予防・健康づくりに取り組んでいる健保組合には支援金が減算されるしくみが始まっています。

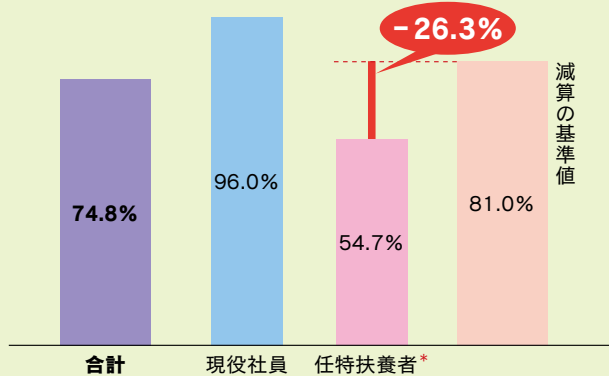


IBM健保組合の実施状況

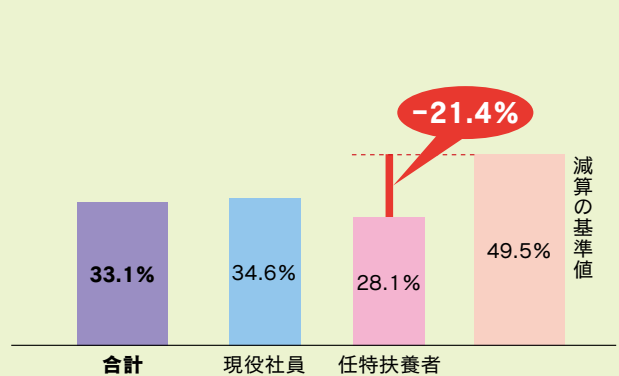
2016年度の特定健診実施率は74.3%で、全健保組合平均よりも低く、順位も1,376組合中934位にとどまっています。一方、特定保健指導は全組合順位が1,375組合中261位と健闘していますが、実施率39.7%と減算の基準である実施率49.5%には達していません。

2017年度の実施率の内訳は下の図のとおりで、特定健診・特定保健指導ともに任継・特退・被扶養者の実施率が現役社員と比べて低く、全体の数値を引き下げているため、任継・特退・被扶養者の実施率向上が求められています。

特定健診の実施率（受診率）



特定保健指導の実施率（終了者率）



*任意継続・特例退職被保険者およびすべての被扶養者（対象となる方）

（注）特定保健指導の実施率は2018年9月3日現在

まだ受診されていない任継・特退・被扶養者の方は、右の6頁を参考にして、早めにお申し込みください。特定保健指導については、該当される方に個別に案内をお送りしますので、受け取った方はぜひご参加ください。